

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年10月6日（令和3年（独個）諮問第75号）

答申日：令和4年9月20日（令和4年度（独個）答申第5015号）

事件名：本人に係る特定文書の特定の記載を裏付ける文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報4（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、請求保有個人情報1を保有していないとして不開示としたこと及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、本件対象保有個人情報を特定したことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月24日付け3高障求発第181号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件開示請求文書、本件補正依頼書及び本件決定通知書は別表のとおりでありまた本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁も別表のとおりである。別表のとおり（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 本件決定通知書－4において開示実施方法について言及されているが審査請求人が希望しているのは特定施設における閲覧及び交付である（本件開示請求書－2）。しかし（中略）これを一方的に無視しているので開示義務違反である（法14条）。（中略）相変わらず「誹

謗中傷された、名誉毀損された」と嘘を吐いているがその実態は虚偽公文書に対する糾弾であり要するに虚偽公文書を糾弾されたくないの
ので応接及び情報提供から逃げているだけである。別表③も正にそれ
であり都合が悪い事実に対して嘘を吐いて逃げているだけでありその醜
態を糾弾されれば「それに関してはこれ以上一切の回答はいたしません」
（資料1）と吐き捨ててやはり逃げている。また情報提供に応じ
ないことは法46条1項に違反しているが（中略）嘘を吐いて逃げ
ているだけの（中略）人間であるので法律を遵守することなど全く考え
られないほど（中略）。

ウ 応接及び情報提供に応じることは機構がw e b s i t eにおいて公
表している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料10）に
も書かれているので（中略）それ等に応じず逃げていることは当該要
領にも違反している。（中略）

エ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければ
ならない。

（以下略）

（2）意見書

本件理由説明書（下記第3）を以下のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書かれているが後述するとおりそれ
は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

イ 「13条1項」と書かれているが他に「12条1項」もある。

ウ及びエ （略）

オ 「機構は該当の保有個人情報是不存在である旨を情報提供した」と
書かれておりこれは資料4と一致しているが（本件開示請求書－1－
1－（4））資料3と一致しておらず（同－1－1－（3））更に資
料15ないし17とも一致していないので明らかに嘘（虚偽記載）で
ある。資料3において「①職業評価（補註：障害者台帳（資料12，
前述ウ）の一部）及び②特定文書A（資料6，前述エ）（中略）の根
拠は，（中略）「障害者支援経過」（補註：障害者台帳（資料12，
前述ウ）の一部）となります。」と書かれており（本件開示請求書－
1－1－（3））資料15においても「虚偽有印公文書（補註：特定
文書A（資料6，前述エ））が虚偽では無い根拠は障害者支援経過
（補註：障害者台帳（資料12，前述ウ）の一部）であり」と書かれ
ており資料16においても「特定文書（補註：特定文書A（資料6，
前述エ））が虚偽ではない根拠を障害者支援経過（補註：障害者台帳
（資料12，前述ウ）の一部）として，過去に審査請求人あて情報提
供を行っており」と書かれており資料17においても「事実を踏まえ
た内容であると認識している。」「障害者支援経過を含む障害者台帳

- を確認しながら作成していることから虚偽ではないと判断している。」と書かれている。したがって「機構は該当の保有個人情報是不存在である旨を情報提供した」という記述は明らかに嘘（虚偽記載）である。
- カ 「障害者台帳等が虚偽公文書であると主張している。」と書かれているが（中略）資料4において「虚偽文書でない事由及び根拠は存在しない」と認めており（本件開示請求書－1－1－（4））また資料9においても「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は存在しない」と認めており（別表①補記）更に資料13においても「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は存在しない」と認めている（中略）。
- キ （略）
- ク 「不存在とした」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（中略）今回もそれを無視している（中略）。
- ケ 一方で（中略）「下記の文書C及び文書D」（前述キ）に係る原議書（決裁文書），（中略）障害者台帳（資料12，前述ウ）に係る原議書（決裁文書）及び（中略）特定文書A（資料6，前述エ）に係る原議書（決裁文書）について言及していないのでそれ等の記載内容を踏まえて本件開示請求文書に当たるのであればそれ等を開示しろ（別表①（ウ））。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。
- コ （略）
- サ 「特定文書A（補註：資料6，前述エ）にて回答し対応している」と書かれているが前述エのとおり当該文書は虚偽法人文書である。すなわち（中略）審査請求人から呈された疑義問い合わせ（資料7，前述エ）に対して嘘を吐きその嘘を法人文書（資料6，前述エ）に書いている訳であるがなぜその犯罪行為（虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項））に対して「何ら問題のあるものではありません」（資料1）と強弁できるのか？まず公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいてそれについて答えろ（別表②③（イ））。そして前述したとおり資料6は虚偽法人文書であるので本件開示請求文書に当たらずそれ故に的確に特定されていないと判断される（別表②③（ア））。
- シ 一方で（中略）「特定文書B」（前述コ）に係る原議書（決裁文書）について言及していないのでその記載内容を踏まえて本件開示請求文書に当たるのであればそれを開示しろ（別表②③（ウ））。原議書

(決裁文書)であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ス ところで(中略)資料18において特定文書A(資料6, 前述エ)は「存在しない」と答えているので「存在しない」法人文書が事由及び根拠に当たらないことは自明である。

セ 特定文書A(資料6, 前述エ)は虚偽法人文書であるので審査請求人はそれに対する訂正請求書(資料8)を既に提出しているが(別表②③(エ))(中略)それを認容していないので(資料19)審査請求人はそれに対する審査請求書(資料20)も既に提出しておりこれは追って総務省情報公開・個人情報保護審査会において諮問審議される議題である。

ソ 「上述のとおり」と書かれているが前述コないしセのとおりいずれも失当でありそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されていないと判断される(別表②③(ア))。

タ 「誹謗中傷」と書かれているがそれは失当であり実態は公益性を伴う事実の摘示である。まず「誹謗中傷」に当たらない事由は糾弾を裏付けられる根拠が存在することでありそれは前述ウ及びエのとおりである。要するに審査請求人は諮問庁職員が作成及び行使した虚偽法人文書(資料6及び12)を糾弾している訳であるが(中略)それを「誹謗中傷」であると嘘を吐いているに過ぎない。(中略)虚偽法人文書であることをいまだに認めていないが審査請求人が「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は存在するのか」と問い質すと「根拠は存在しない」(資料13)と既に認めているのである。これにより(中略)虚偽法人文書であることを否定できない、すなわち両罪に当たらないと強弁することを最早できないのであるがそれにも関わらずいまだに「誹謗中傷」されたと嘘を吐いて自分達が虚偽法人文書を作成及び行使したという罪から逃げようとしており(中略)。

チ及びツ (略)

テ 「応接を中止する旨送信したメール」と書かれているが当該mail(資料11)において「応接を中止する旨」は書かれているが「そのような電子メール送信行為等をやめるように求めてきました。」

(資料1)旨はどこにも書かれていないので当該mail(資料11)は本件開示請求文書に当たらずそれ故に的確に特定されていないと判断される(別表④(イ))。なお別表④(ア)を取り消す。

ト 一方で(中略)「特定文書B」(前述コ)に係る原議書(決裁文書)について言及していないのでその記載内容を踏まえて本件開示請求

文書に当たるのであればそれを開示しろ（別表②③（ウ））。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ナ 「原処分は妥当である。」と書かれているが前述したとおりそれは違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年5月7日付け（受付日同月18日）で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、そのうち、請求保有個人情報1については、該当する保有個人情報の存在を確認することができず、不開示とする決定を行い、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4については、文書を特定し、開示決定を行った。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

請求保有個人情報1にある障害者台帳は、審査請求人に関する個人情報が集約された法人文書であり、また、特定文書Aは、審査請求人からの特定施設に対する疑義に回答した文書である（以下、障害者台帳及び特定文書Aを「障害者台帳等」という。）。

本件開示請求以前に、審査請求人から障害者台帳等が虚偽文書ではない根拠について開示請求があり、機構は該当の保有個人情報が不存在である旨を情報提供したが、審査請求人は、当該保有個人情報が不存在であるとの情報提供をもって、障害者台帳等が虚偽公文書であると主張している。請求保有個人情報1は、この主張を踏まえると、機構が過去に作成した障害者台帳等に関し審査請求人とのやりとりをした下記の文書C及び文書Dにおいて、障害者台帳等が虚偽公文書であることを否定した事由及び根拠を請求しているものと解されるが、障害者台帳等のほか、文書C及び文書Dを確認したところ、当該保有個人情報の存在が認められず不存在としたものである。

文書C 特定年月日審査請求人からの問い合わせへの返信メール

文書D 特定年月日審査請求人からの保有個人情報開示請求に対する求補正文書

請求保有個人情報2にある特定文書Bは、審査請求人に対して機構が発出した文書である。特定文書Bには、審査請求人からの「正当な要望・質問等に対しては、当機構は全て対応しているところであり、それら一連の

当機構の行為は何ら問題のあるものではありません」との記載が認められ、請求保有個人情報2は、当該記載に関して、当機構の行為は何ら問題のあるものではないとする事由及び根拠を請求しているものと解される。機構は、審査請求人からのこうした疑義について、特定文書Aにて回答し対応していることから、請求保有個人情報2に対し、当該保有個人情報を特定文書Aと特定し、開示決定をしたものである。

また、特定文書Bには、職業評価結果に関する質問については、特定文書Aにより回答し、これ以上の回答はしない旨の記載が認められる。請求保有個人情報3は、特定文書Bにおいて、回答はしないとした事由及び根拠を請求しているものと解されるが、上述のとおり特定文書Aにて回答済みであることを記載していることから、当該保有個人情報を特定文書Aと特定し、開示決定をした。

さらに、特定文書Bには、審査請求人から、当機構の職員の誹謗中傷、職員に対する脅迫行為・応接の強要等を受けるに至っており、そのような電子メール送信行為等についてやめるように求めてきた旨の記載が認められる。請求保有個人情報4は、特定文書Bの当該記載の根拠を請求しているものと解される。本部特定課及び特定施設から審査請求人あて、暴力行為をほのめかす記載があるため特定施設での応接を中止する旨送信したメールを特定し、開示決定した。

したがって、当機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき一部開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年8月5日 審議
- ⑤ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報3につき、別紙の2に掲げる文書1に記録された保有個人情報を、請求保有個人情報4につき、別紙の2に掲げる文書2に記録された保有個人情報を特定して開示する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当と

していることから、請求保有個人情報1の保有の有無及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 請求保有個人情報1の保有の有無及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））及び意見書（同（2））において、請求保有個人情報1につき、文書C、文書D、障害者台帳及び特定文書Aに係る決裁文書の、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報3につき、特定文書Bに係る決裁文書の記載内容を踏まえて請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報3に当たるのであれば本件対象保有個人情報として新たに特定すべき旨、また、請求保有個人情報4につき、的確に特定されていない旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報1について

文書Cの発出に当たっては、決裁を取っておらず、決裁文書は保有していない。

また、文書D及び特定文書Aは、請求保有個人情報1に当たらず、各決裁文書においても同様に、障害者台帳等が虚偽公文書であることを否定した事由及び根拠に係る保有個人情報の存在が認められない。

障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、決裁文書は作成していない。

イ 請求保有個人情報2及び請求保有個人情報3について

原処分において、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報3に該当するものとして文書1に記録された保有個人情報を特定しており、この外に、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報3にある特定文書Bにおける記載の参考とした保有個人情報は存在せず、特定文書Bに係る決裁文書にも請求保有個人情報2及び請求保有個人情報3に該当する保有個人情報は確認できず、本件対象保有個人情報に当たらない。

なお、特定文書の発出当時、機構の内部規定上、発出文書の写しを決裁文書とともに保存することとはされていなかったため、特定文書の決裁案文を特定したものである。

ウ 請求保有個人情報4について

原処分において、請求保有個人情報4に該当するものとして文書2に記録された保有個人情報を特定しており、この外に、請求保有個人情報4にある特定文書Bにおける記載の参考とした保有個人情報

は存在せず、特定文書Bに係る決裁文書にも請求保有個人情報4に該当する保有個人情報は記載されていない。

- (2) 決裁文書の性質等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、また、請求保有個人情報1を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書には、一部不開示の理由として「当該保有個人情報を含む法人文書の存在を確認することができないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報4につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、請求保有個人情報1を保有していないとして不開示としたこと及び本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 障害者台帳及び特定文書Aが虚偽公文書であるにも関わらず否定する事由及び根拠を記す法人文書

請求保有個人情報 2 特定文書Bにおいて、当機構の行為は何ら問題のあるものではないとする事由及び根拠を記す法人文書

請求保有個人情報 3 特定文書Bにおいて、これ以上の回答はしないとした事由及び根拠を記す法人文書

請求保有個人情報 4 特定文書Bにおいて、担当者が（中略）やめるように求めてきたことを裏付ける法人文書

2 本件対象保有個人情報が記録された法人文書

文書 1 特定文書Aの案文

文書 2 開示請求者あて送信したメール

別表

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>① 障害者台帳及び特定文書Aが虚偽公文書であるにも関わらず（資料4）資料2及び3においてそれを否定して嘘を吐いている事由及び根拠</p>	<p>不存在 【補記】資料9においても「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので障害者台帳及び特定文書Aは虚偽公文書である。 (中略)</p>	<p>(ア) 資料2及び3において虚偽公文書であることを否定しているにも関わらずなぜそれを裏付ける根拠が存在しないのか？根拠が存在しないのであればなぜ「虚偽公文書である」と認めないのか？資料2及び3を跡付け検証できていないので公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している。そもそも(中略)事由及び根拠を答えられないのは法人文書に嘘を書いているからである。都合が悪い事実を隠蔽するために法人文書に嘘を書いているのでその事由及び根拠を問い質されても答えられる訳がない。</p> <p>(イ) 仮に不存在としてもなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(中略)今回もそれを無視してい</p>

		<p>る（中略）。</p> <p>（ウ）（中略）事由及び根拠を答えられないにしても資料2及び3に係る決裁文書は存在しているはずであるのでそれ等を本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかが判るはずである。</p>
<p>② 前述①の通り嘘を吐いているにも関わらず「一連の当機構の行為は何ら問題のあるものではありません。」（資料1）と言える事由及び根拠</p>	<p>特定文書Aの案文（資料6）</p>	<p>（ア）本件補正依頼書1（1）及び資料4のとおり特定文書Aは虚偽公文書である。したがってそれに書かれている内容は嘘であるので根拠にならずそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されていない。</p>
<p>③ 法46条1項において情報の提供が定められているにも関わらず「それに関してはこれ以上一切の回答はいたしません。」（資料1）と言える事由及び根拠</p>		<p>【追記】資料9においても「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので特定文書Aはやはり虚偽公文書である。（中略）</p> <p>（イ）そもそもなぜ虚偽公文書である特定文書Aが根拠になるのか？また障害者（審査請求人）からの問い合わせ（資料7）に対して嘘を吐くことがなぜ</p>

		<p>「何ら問題のあるものではありません」（資料1）と言えるのか？それ等について理由説明しろ。</p> <p>（ウ）（中略）嘘を吐いているにしても資料1に係る決裁文書は存在しているはずであるのでそれを本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかが判るはずである。</p> <p>（エ）特定文書Aに対する訂正請求書は資料8でありこれにより虚偽公文書であることを論証している。</p>
<p>④ 資料1において「当機構の特定施設の担当者（中略）やめるように求めてきました。」と書かれているのでそれを裏付ける法人文書</p>	<p>送信mail4通（資料11）</p>	<p>（ア）資料11を送信したのは（中略）特定施設長ではないので資料1と矛盾している。</p> <p>（イ）資料11において誹謗中傷等を止めるように求めた文言はどこにも書かれていないので資料11は本件開示請求文書に当たらずそれが的確に特定されていない。</p>